Qこの説明会以前に、既に記入を支援した人がいるがどうすればいいか？

個別支援計画作成支援説明会QA集

Aお支払いできるか確認しますので、個別に対象者のお名前をお知らせください。

Q「個別支援計画（登録書）」の作成を協力することが、難しい場合はどうすればいいか？

Aご協力が難しい場合については、別紙にてご回答いただくか、ご連絡ください。

Q「個別支援計画（登録書）」の記入の協力を行った要支援者が入所した場合、報償費の請求は可能か？

A作成時点で在宅であれば、報償費の請求、お支払いは可能です。また、市から依頼したリストの中で既に入所された方がいらっしゃれば、対象外となりますので、市に一度ご連絡をお願いいたします。

Q「個別支援計画（登録書）」の記入の際、親族がいない場合はどうすればいいか？

A親族がいらっしゃらない場合は、空欄で結構です。そういった方はできるだけ関係機関など他の欄を漏れなく記入できるようにご配慮いただければ幸いです。

Q自分の事業所でサービスを受けている方ではない「個別支援計画（登録書）」が届いたが、どうすればいいか？

A大変お手数ですが、要支援者ご本人が希望した事業所宛に送付しておりますので、市に一度ご連絡をお願いいたします。

Q「個別支援計画（登録書）」の作成支援はどのように行うのか？

Aご協力いただける事業所へ対象の方の「個別支援計画（登録書）」を送付いたします。その計画と、本日お配りしています記入例を見て頂き、ご自宅に訪問などをして頂き、要支援者の方の状況の確認をしながら、記入支援をお願いします。

Q「近隣の支援者登録書」は必ず提出しなければいけないのか？

Aこの用紙の提出は任意です。地域の方との調整などが必要となりますので、心当たりの方がいらっしゃる場合のみ、ご協力をお願いします。

Q打合せはどのように参加するのか？

A基本的には、地域の方中心に開催していただきますので、地域の方が開催された打合せの場にご参加をお願いします。専門職の方から打ち合わせの希望があれば、市へご連絡いただければ、地域の方との日程調整や打ち合わせ場所などの調整を行います。ただし、地域の状況により希望に沿えない場合があります。

Q避難訓練はどのように参加するのか？

A実施の仕方は、打合せのときと同様で、基本的には地域の方を中心におこなって頂きます。こちらも専門職の方から避難訓練の希望があれば、市へご連絡ください。地域の方との日程調整などの調整を行います。ただし、地域の状況により希望に沿えない場合があります。

Ｑ要支援者のお住いの地域では避難訓練がないがどうすればいいか？

A地域の町会単位や自主防災組織単位の避難訓練でなくても構いません。例えば、マンションにお住いの方であれば、エレベータを使わずに外にでる。一緒に避難所へのルートを確認することなども避難訓練に含みます。

ただし、福祉専門職の方が直接支援をするのではなく、あくまで地域の方が直接的な支援をし、その際に体のどの部分を支えるか、体のこわばりなどの位置を伝えるなど、間接的な支援をお願いいたします。

Q報償費の申請方法はどのようにすればよいか？

A本日お配りしました「報償交付申請書兼請求書」を、福祉総務課までご提出ください。窓口へ直接、郵送などの方法でも構いません。申請を受理しましたら、お知らせを申請いただいた事業所宛にお送りしますので、ご確認ください。

申請内容の確認や振込手続きなどに時間を要しますので、振込完了まで１カ月から２カ月程度の時間がかかることがありますのでご了承ください。

また、この「報償交付申請書兼請求書」はホームページにも掲載していますが、複数枚必要な場合は、ご連絡いただけましたら送付させていただきます。

また、記入支援や打合せなど、まとめて請求して頂いても構いませんし、その都度請求していただいても構いません。

Ｑ「避難行動要支援者支援事業」への登録方法はどうなっているのか？

Aパワーポイント資料３ページに記載の身体障がい者手帳1級・2級の方（呼吸器以外の内部障がいのみを有する方は除く）、療育手帳Ａを所持する方、精神障がい者保健福祉手帳１級の方、要介護認定3・4・5の認定を受けた方がこの事業の対象者となります。和泉市内に在住のすべての年齢の方が対象となります。

市から事業への登録は勧めておりますが、お気づきの方がいらっしゃれば「和泉市避難行動要支援者登録申請書兼同意書」を提出するようにお声かけいただければ幸いです。上記の条件に当てはまらない場合でも、民生委員・児童委員さんや町会・自治会長さんなどパワーポイント資料２ページ避難支援等関係者の推薦があれば、登録が可能です（別途、登録推薦書が必要です）。